

広島県公営企業管理規程第五号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（本庁各課の分掌事務等） 第五条（略） 企業総務課・土地整備課（略） 水道課</p> <p>一（略） 二 工業用水道事業及び水道用水供給事業の企画及び調査に関すること（企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長の所掌に属するものを除く。）</p> <p>三一七（略） 流域下水道課</p> <p>一（略） 二 流域下水道事業の企画及び調査に関すること（企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長の所掌に属するものを除く。）</p> <p>三一六（略） 企業局本庁に、前条に規定する課のほか、企業団設立準備担当課長及び上下水道システム企画担当課長を置く。</p> <p>3 企業団設立準備担当課長は、水道事業における企業団設立準備に関する事務を分掌する。</p> <p>4 上下水道システム企画担当課長は、上下水道事業における広域連携に関する事務（企業団設立準備担当課長の所掌に属するものを除く。）を分掌する。</p>	<p>（本庁各課の分掌事務等） 第五条（略） 企業総務課・土地整備課（略） 水道課</p> <p>一（略） 二 工業用水道事業及び水道用水供給事業の企画及び調査に関すること（水道広域連携推進担当課長の所掌に属するものを除く。）</p> <p>三一七（略） 流域下水道課</p> <p>一（略） 二 流域下水道事業の企画及び調査に関すること（水道広域連携推進担当課長の所掌に属するものを除く。）</p> <p>三一六（略） 企業局に、前条に規定する課のほか、水道広域連携推進担当課長を置く。</p> <p>3 水道広域連携推進担当課長は、水道事業における広域連携に関する事務を分掌する。</p>

別表（第五十三条関係）

一（略）

職名	職の置かれる組織	職務	備考
（略） 企業団設立準備担当課長	（略） 企業局	（略） 上司の命を受け、水道事業における企業団設立準備に関する事務を総括し、及び整理する。	（略）

別表（第五十三条関係）

一（略）

職名	職の置かれる組織	職務	備考
（略） 水道広域連携推進担当課長	（略） 企業局	（略） 上司の命を受け、水道事業における広域連携に関する事務を総括し、及び整理する。	（略）

(略)	上下水道システム企業 課長 担当	企業局	上司の命を受け、上下水道事業における広域連携に関する事務（企業団設立準備担当課長の所掌に属するものを除く。）を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
(略)				
(略)				
(略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。